

市たばこ税

市たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者がうきは市内の小売販売業者に売り渡した製造たばこにかかる税です。

たばこの小売価格には市たばこ税が含まれていますので、実際に税金を負担するのは、たばこを購入した消費者になります。

市内で購入されたたばこに係る市たばこ税がうきは市の収入となり、市民の皆さまのために使われることとなりますので、うきは市内での購入をお願いします。

■ 納税義務者

製造たばこの製造者、特定販売業者、卸売販売業者

■ 税額の計算

$$\boxed{\text{売り渡し本数}} \times \boxed{\text{税率}}$$



■ 税率の改正

紙巻たばこの税率

税率(1,000本につき)			
市たばこ税	県たばこ税	国たばこ税	合計
6,552円	1,070円	7,622円	15,244円

※加熱式たばこの課税方式の見直し

国のたばこ税と同様、加熱式たばこに係る課税方式の見直しが行われます。

(「重量」と「価格」を紙巻きたばこの本数に換算する方式に、平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行されることになりました。)

■ 納税の方法

納税義務者が毎月税額を算出して翌月末日までに申告し、その申告した税額を納付していただきます。

■ 手持品課税の実施

紙巻きたばこ旧3級品の税率引上げにより、引上げ時点において紙巻きたばこ旧3級品を5,000本以上販売のため所持するたばこの小売販売業者等には、たばこ税の手持品課税が実施されます。